

- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| 1. ご挨拶                           | 弁護士 中本 和洋  |
| 2. はんこ文化が変わる?<br>～押印慣行の見直しと電子署名～ | 弁護士 幸尾 菜摘子 |
| 3. 相続あれこれ                        | 弁護士 大高 友一  |
| 4. 米国における発信者特定方法の概説              | 弁護士 堂山 健   |
| 5. パワーハラスメントについて                 | 弁護士 宮崎 慎吾  |
| 6. 元副会長のつぶやき                     | 弁護士 倉橋 忍   |
| 7. 復帰のご挨拶                        | 弁護士 堂山 健   |
| 8. 退所のご挨拶                        | 弁護士 黒柳 武史  |
| 9. 退所のご挨拶                        | 弁護士 朝倉 舞   |

## ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

### 残暑お見舞い申し上げます。

残暑お見舞い申し上げます。皆様にはコロナ禍の中で、これまで経験したことの無い毎日をお過ごしのことと思います。

春に出された、外出自粛や休業要請を内容とする緊急事態宣言は解除されましたが、依然として、ビジネスや観光の為の移動は自粛されており、スポーツ・芸術・文化等の活動も縮小されています。この間、需要が低迷し、消費が抑制されることで、飲食業、ホテル等をはじめ、多くの業種で売上げが激減しています。

既に第二波が来ており、冬場にかけて第三波の感染拡大が起こると言われています。しばらくは、検査・追跡・待機という感染防止策を徹底すると共に、早期に有効な治療薬とワクチンの開発が望まれます。同時に、政府に対しては、コロナ禍により、未曾有の困難の中にある個人や中小事業者に対する経済対策を実現し、国民の雇用と生活を守ることが求められています。

コロナ対策は、これまで当たり前とされていた日常生活にも大きな影響を与えています。テレワークによる在宅勤務やオンラインによる会議の普及等、働き方も変わってきています。私も、新幹線による移動や会合が減少した分、自由な時間が増え、仕事を離れての生き方等もじっくりと考える余裕ができました。

このようなピンチの中にあっても、何かメリットを見出して、まだまだ続くコロナとの戦いに弾力的かつ柔軟に対応してまいりたいと考えています。

暑い日が続きますが、皆様のご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

### 法律相談のご案内

当事務所では、来所いただいでのご相談の他、電話やメール、Web会議ツール (Teams, Zoom等) を利用した法律相談も実施しております。ご要望に応じて相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

日本では、契約書をはじめ大切な文書には必ず作成者の判子を押すという根強い慣習があります。しかし、今回のコロナ禍によりテレワークが推進されているなか、この押印という慣習が円滑な契約締結等の妨げになっているのではないかという指摘がなされるようになりました。そこで、政府は、本年6月19日、「[押印についてのQ&A](#)」を公表し、文書への押印が持つ法的な意味を整理するとともに、文書への押印は常に必要なものではない旨を明らかにしました。本記事では、この「Q&A」の内容を解説し、続いて文書への押印に代わる手段の一つとしての電子署名についてご説明します。テレワーク推進や外出自粛により押印慣行の見直しを検討されている方、取引先から電子署名を求められ困惑されている方のご参考になりましたら幸いです。<sup>1</sup>

## 1 押印についてのQ&A<sup>2</sup>

文書への押印が裁判でどのような意味をもつか、6つの問いに答える形式で解説されています。

問1. 契約書に押印をしなくても、原則として、法律違反にならず有効に契約が成立することが説明されています。誤解されている方も多いですが、法律上、双方の意思が合致すれば契約が成立します。口頭、メールやSNSのやり取りなど方式は問われません。契約書は、あくまで契約が成立したことの証拠として作成するものであり、契約書に押印することが契約の成立には必須の要件ではないとされています。<sup>3</sup>

問2～5. 契約書など文書作成者本人の印鑑が押された文書が、裁判で証拠として使えるか否か、民事訴訟法のルールが説明されています。まず、民事訴訟では、真に文書作成者の意思により作成さ

れた(これを文書の成立の真正といいます)と証明された文書でなければ、その文書を証拠とすることはできません。とはいえ、訴訟において全ての文書につきこのような証明をすることは大変ですから、民事訴訟の実務では、ある文書に文書作成者本人の印鑑が押されていれば、その文書は本人が作成したものだろうという推定が働くものとして解釈運用されています。また、この“本人の印鑑”はいわゆる実印に限定されるものではなく、認印や企業の角印であっても構いません(ただ、一般的に実印は厳重に保管されており、使用できる人が少ないことから、実印の方が他人による盗用と争われるリスクは低くなります。)。このように、ある文書に文書作成者本人の印鑑が押印してあるということは民事訴訟の場ではそれなりに大きな意味を持つものとされています。しかしながら、これはあくまで推定ですから、他人に印鑑が盗用されたり、偽造された印鑑で押印されたりしたことが証明できれば、その推定が覆り、その本人が作成した書面として扱われません。また、逆に言えば、ある文書に本人の押印が無くとも、押印以外の手段により、真に本人において作成された文書であることが証明されれば、その文書を民事訴訟における証拠とすることは可能ということになります。つまり、もともと民事訴訟の場においても、文書に押印がしてあるということは、絶対的なものとまではみなされていないということになります。

問6. 先ほど述べた、本人が作成した文書であることを押印以外の方法で立証するための具体的な例が説明されています。例として、①取引先とのメールやSNS、②運転免許証等による本人確認、③電子署名や電子認証サービスが紹介されています。さらに、①②について、PDFにパスワードを設

<sup>1</sup> 本記事は令和2年7月22日時点の情報に基づき作成しております。

<sup>2</sup> 令和2年7月17日、総務省・法務省・経産省「[押印についてのQ&A](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html)」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00095.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html))

<sup>3</sup> 事業用定期借地契約など書面が必要な類型も一部あります。

定してメールで送信し、携帯電話等の別経路でパスワードを連絡する方法や、担当者だけでなく法務担当部長や取締役等の決裁権者をメールの宛先に含める方法が紹介され、また送受信したメールの長期保存によって、本人が作成した文書であることの立証が容易になることも紹介されています。

## 2 電子署名と認証

**電子署名**とは、電子文書につき、電子署名の仕組みを提供する業者（認証業者）において、暗号技術を用いて、その電子文書の作成者が誰かを示し、また当該文書が改変されていないかどうかを事後的に検証できるようにする仕組みです。法律の要件を満たした電子署名が付された電子文書については、民事訴訟において押印がある文書と同等に扱われます（電子署名法3条）。

電子文書については改変が容易であり、かつその外観から改変を認識しにくいという問題点がありますが、この電子署名を利用することによりその問題点を克服することが可能となっています。問題は、どのような電子署名であれば法律の要件を満たすかということになりますが、電子署名法は、その電子署名の仕組みが“符号及び物件が適正に管理されることにより、本人だけが行うことができる”ものに該当することを要件としています。しかし、この要件に該当するかどうかを、利用者において逐一判断することは困難です。そこで、国は、法令で定める一定の基準に適合する電子署名の仕組みについて、特定認証業務として認定をする制度を設けています（電子署名法2条3項、4条～14条）。

特定認証業務の認定を受けた電子署名の仕組みであれば、認定要件として電子署名法が定める基準（暗号化や本人確認の方法、セキュリティ、電子証明書など）をクリアしているので、安心して

利用することができますが、注意する点もあります。まず、電子署名を行う側は、電子署名を行う前に内容をよく確認し、電子署名を行うための符号は十分に注意して管理することが必要です。符号が漏洩等により他人に使用されうる状態になった場合は速やかに電子証明書の失効を認証業者に請求してください。また、電子署名を受け取る側は、受け取った後すみやかに電子証明書が有効で内容も正確か、メッセージダイジェストが一致するかを確認するようにしてください。<sup>4</sup>

また、特定認証業務の認定は不可欠というのではなく、かかる認定を受けていないサービスも“符号及び物件が適正に管理されることにより、本人だけが行うことができる”ものであれば、電子署名として有効で、民事訴訟で押印ある文書と同様に扱われます。実際に、知名度の高いサービスで特定認証業務の認定を受けていないものもあります。利用を検討される際は、当該サービスがどのような仕組みか確認し、不明点があれば提供業者に確認したり、専門家に確認したりすることをお勧めします。

さらに、近時注目されている電子署名サービスで、利用者の指示に基づき、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うものもあります。かかるサービスも、“符号及び物件が適正に管理されることにより、本人だけが行うことができる”ものに該当し得ることが、政府が令和2年7月17日に発表したQ&Aによって明確になりました。<sup>5</sup> 当該Q&Aにおいても言及されているとおり、本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどがサービスによって様々ですので、事前に仕組みを確認し、当該サービスを利用して締結する契約等の性質や、当該サービスの求める本人確認レベルに応じて検討してください。



<sup>4</sup> 総務省「電子署名を行う上での注意事項(1)」及び同「(2)」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/ninshou-law/law-index\\_d.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/law-index_d.html))

<sup>5</sup> 令和2年7月17日、総務省・法務省・経産省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」([https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei_qa.pdf))

## 1. 相続は「争族」?

裁判所は毎年司法統計というものを公表しており、ある年にどのような事件が何件くらい裁判所に持ち込まれたかということがわかるようになっていきます。この司法統計によると、遺産分割調停の申立件数は昭和24年には853件に過ぎなかったものが、平成30年には1万3739件となっています。この間の人口増加を考慮に入れても相当増加していることがわかります。

また、相続事件は一旦争いになると解決までに時間がかかる傾向があります。実際、裁判所の統計でも一般の民事事件よりも解決に要する平均的な期間が2～3割ほど長いことが明らかとなっています。

## 2. 相続争いがなぜ増えているのか

では、なぜ相続争いが増えているのでしょうか。

なかなか分析の難しい問題ではありますが、個人的には以下のような要因が考えられるのではないかと考えています。

### (1) 均等相続の限界

わが国の相続制度は、第二次世界大戦後の新憲法施行前と施行後で大きく変わりました。戦前の相続制度は、「家」制度を前提とした家督相続制といって、戸主（基本的には長男）が全ての財産を相続するのが基本でした。新憲法施行後は、このような家督相続制は廃止され、配偶者を除く相続人は原則とし

て均等に相続権を有するという制度に変わりました。

戦前の家督相続制はあまりにも不平等で問題も多かったわけですが、だからといって現在の均等相続が万能というわけではありません。法定相続人というだけで、一律に相続分を認めるということは、ときに実質的不平等をもたらします。

例えば、相続人の中の一人が被相続人（亡くなった方）の財産形成に非常に貢献したような場合でも、寄与分制度という調整規定はあるものの、その貢献をした相続人の思いを具体的な相続割合に完全に反映させることは必ずしも容易ではないのが実情です。

この実質的不平等が相続争いの原因の一つになります。

### (2) 権利意識の高まり

もう一つあげられるのは、権利意識の高まりです。新憲法施行後、相続制度が大きく変わったわけですが、もちろん、人びとの意識がそれほどすぐ変わるわけではありません。現行の相続制度になった後も、実質的に家督相続制に準じた遺産分割がなされることも多く見られました。つまり、長男が全ての遺産を相続し、他の相続人は相続分を主張しないという遺産分割です。

しかし、戦後70年以上を経て、徐々に均等相続の意識が人びとの間に浸透してきました。その結果、長男以外の者が自己の相続分を主張することに抵抗は薄れてきています。そ

の一方で、例えば、今でも「長男は親と同居すべき」と考える人は決して少なくはなく、扶養義務などの面では「家」意識が根強く残っている面もあります。

こういった権利意識の高まりと「家」意識とのズレも相続争いの原因となってきます。

### 3.相続争いの起きやすい場面

さて、一般に相続争いは資産家の家族で生じるものであって、庶民には関係ないかのようと思われるかもしれませんが、残念ながら、相続争いというものは、財産額の大小にかかわらず起きるもので、むしろ財産額の少ない場合にこそ相続争いは起きやすいと申し上げても過言ではありません。実際、平成24年という少し古い裁判所の統計にはなりますが、裁判所に持ち込まれた遺産分割事件のうち約75%は遺産額が5000万円以下で、1000万円以下の事件も全体の3分の1近くあるのです。

それでは、どのような時に相続争いが起きやすいのでしょうか。典型的な場面をいくつかご紹介いたします。

#### (1)遺産の内容に問題がある場合

例えば、Xさんという方が亡くなり、遺産としてはご自宅(評価額4000万円、ローン残なし)と預金(400万円)があったとします。相続人は、奥さんと二人の子供。二人の子供はいずれも成人して家を出て、自宅にはXさんと奥さんと住んでいました。奥さんは、ご主人と長年住んだ家ですので、このまま自宅に住み続けることを希望していました。長男の方は、そ

んな母親の気持ちを汲んで、特に遺産を分けもらう必要はないとってくれているようですが、どうも次男の方は最近自分の事業がうまくいっていないようで、お金がどうしても必要なような雰囲気です。

すると案の定、次男は法定相続分どおりの遺産分配を要求してきました。法定相続分どおり分けるとなると、次男には1100万円相当の遺産を分けることとなります。しかし、Xさん名義の預金は400万円しかありませんから、奥さんと長男に手持ちの資金がなければ、自宅を売却するなりしないと次男の要求に応じることはできません。長男は次男にお母さんのことを考えろと諭しますが、次男の方は全く聞く耳を持たず、とうとう調停を申し立てると言いだしました。兄弟は大げんか。母親はその兄弟の側で泣いています。

とまあ、こんな話をいたしますと、相続争いが決して他人事では無いということがおわかり頂けるのではないのでしょうか。この事例の一番の問題は、次男が母親の希望を無視して自分の相続分に固執したことではなく、遺産の大半が分割することが難しい財産(自宅)であったことにあります。現在の相続制度の下では次男のような要求は決して予想できないものではありませんから、前もってXさんの方で、遺言を書くとか、生前から預金を増やしておくとか、生命保険をかけておくとかしておけば、争いを防ぐことは十分にできたのです。

#### (2)人に問題がある場合

先ほどの例でも次男にお金が必要な事情があったことも争いの一つの原因になっていま

したが、このように相続人の個人的な問題に起因して相続争いが起ることもめずらしくありません。先ほどの例以外にも、被相続人の生前は久しく疎遠にしていた相続人が、被相続人が亡くなった途端に帰ってきて、自己の権利を主張し出す場合なども、相続争いが生じやすい場合となります。

また、特定の相続人が被相続人の財産形成に貢献した場合とか、被相続人の介護を特定の相続人（もしくはその配偶者）が行っていた場合のように、相続人固有の事情のために法定相続分を超える権利の主張がなされる場合も争いになりやすい面があります。「貢献」とか「介護」といった事柄は目に見えない側面もあり、そもそも評価が難しい部分があるため、相続人の間でその評価が分れてしまうことも少なくなく、このことが争いの解決を難しくします。

さらには、相続人自身には問題がない場合でも、争いになってしまうこともあります。典型的なのは、相続人の配偶者が強力な発言権を持っているような場合です。本来の相続人でない人がいろいろと主張をしてくるものですから、他の相続人からすると受け入れがたいということも往々にして出てくるわけです。

### (3) 被相続人に問題がある場合

被相続人が原因となって相続争いとなることもあります。

典型的なのは、被相続人が残した遺言の内容に問題があるケースです。特定の相続人だけに財産の大半を相続させるとか、愛人に遺贈するとか、相続人が予期しないような内

容の遺言ですと、相続争いになってしまう可能性は否定できません。

また、被相続人が、生前、相続人ごとに違う内容の話をしていると、それが原因となって相続争いとなることもあります。例えば、先ほどの被相続人の介護を特定の相続人（もしくはその配偶者）が行っていた場合ですが、被相続人が介護をしてもらっている相続人に対して感謝の言葉をかける一方、別の相続人が見舞いに来たときにこっそり介護への不満を漏したりなどしていたら、死後、きちんと介護をしていたのかどうかで大揉めになることは大いに予想できます。このようなケースなどでは、被相続人が相続争いの種を蒔いたようなものです。

## 4. 相続争いの解決の難しさ

相続争いの解決の難しさは、お互いの「これだけもらえてしかるべきだ」という常識が衝突しあうところにあります。お互いに、理屈以前の問題として「自分が正当」と思っていますから、一旦衝突すると、折り合いを付けるのが難しいのです。

さらに難しいことに、相続争いでは、最終的に、お互いの相続分という形で「勝ち負け」が目に見えてはっきりしますので、このことが一層解決を困難にします。

一度、衝突してしまった後で相手に譲歩することは、自分の常識の否定、さらには人格の否定にすら感じられてしまうことが往々にしてあるのです。

このため、相続争いでは、お互いの間を

とった解決が困難となってしまう、最終的には裁判所に判断をしてもらうしかないケースも少なくありません。そして、その裁判所の判断は、多くの場合、双方に不満を残すものとなります。

## 5. 相続争いを防ぐには

こういった相続争いをできる限り防ぐためには、常々、言われていることではありますが、遺言書を残しておくことが有効な方法の一つとなります。特に、特定の相続人に多めに遺産を相続させたいとか特定の財産を相続させたいというような場合には、遺言書を書いておくだけで、相続争いをかなり防ぐことができます。

もっとも、遺言書の残し方を間違えると、遺言書がかえって相続争いの種になってしまうこともあります。先ほど申し上げた、被相続人が残した遺言の内容に問題があるようなケースです。これでは、何のために遺言書を残しておいたのか、ということにもなりかねません。

また、遺産の内容に問題があるようなケース

では、遺言書を残しておくだけでなく、遺産を分けやすくするため、生命保険に加入して万一の時には一定の現金が相続人の手元に残るようにしておくことも検討しておくことが必要となってきます。

このように、相続争いを防ぐためにどのような方法がベストであるかは、まさしくケースバイケースであり、法務、税務などの様々な観点からの検討が必要となります。そして、何らかの対策が必要となる場合には、早め早めに対応することが肝要となります。例えば、遺言書一つとっても、認知症などにより判断能力が低下してしまったら、もう作成することができなくなってしまうからです。

とはいえ、こういった話をお子さんなどの方から持ち出すことはなかなか難しい面もありますから、そろそろこういったことも考えないといけないなと少しでも感じられた時は、是非一度、弁護士などの専門家にご相談されてはいかがでしょうか。



## 1 はじめに

筆者は、米国留学の一貫として、米国の法律事務所であるマーシャル鈴木総合法律グループ(以下MSLG)で研修・勤務していたところ、その間、MSLGには発信者特定に関する案件について、多数の依頼・相談がきていた。MSLGの所在するサンフランシスコ及びその周辺は、多数のIT企業が本拠地を置いており、それらの企業の裁判管轄は、北カリフォルニア地区の連邦裁判所が持つためである。インターネット上の誹謗中傷事案については、おりしも本年6月に政府が対策検討を表明したところであるが、MSLGはそれ以前から同種の事案の増加を観測していた。本稿は、かかる経験をもとに、米国における発信者特定方法を概説するものである。なお、紙幅の関係上、細かい要件の解説は省き、制度の紹介に留めることにした。

## 2 米国における発信者特定方法と利用可能性

日本よりは実名文化が根付いていると言われる米国であるが、それでも匿名の投稿もあれば、意図的に偽名を使う人間もおり、インターネット上の権利侵害において、発信者

(即ち、名誉毀損・著作権侵害等の不法行為を行ったと推測される者)の特定が困難であることは、日本と何ら変わらない。

米国における発信者特定方法として一般的なものは二つあり、一つは①匿名訴訟(John Doe litigation)、もう一つは、②デジタルミレニアム著作権法召喚状(DMCA subpoena)である。さらに、涉外案件において利用可能な③国際司法共助がある。これらのいずれも、最終的には、米国の証拠開示手続(discovery)に基づき、裁判所にインターネット企業に対する召喚状(subpoena)を発行してもらうことを目的としている。このうち、①匿名訴訟は、発信者を仮名として訴訟を提起<sup>1</sup>し、それを本案として、証拠開示手続で召喚状を発行してもらう方法であるが、日本の案件(日本人を日本語で誹謗中傷するSNS上の投稿)への利用は向いていない<sup>2</sup>。

したがって、米国インターネット企業が関与する日本の案件について、米国の手続きを利用を検討する場合、著作権侵害については②、名誉毀損については③の利用が問題となる。

<sup>1</sup> 発信者特定の場面に限らず、米国では訴訟提起の際に相手方不詳の場合は仮名(慣例的にJohn Doeとされる)で提起することが広く認められている。

<sup>2</sup> 匿名訴訟は、一旦、本案を提起するものである。日本の案件の場合、発信者は高い確率で日本在住の日本人であるため、日本で本案を再提起することが二度手間になる。また、米国法上の名誉毀損等の該当性について疎明が必要となる。このように匿名訴訟の日本の案件での使い勝手は良くない。

### 3 デジタルミレニアム著作権法(DMCA)にもとづく開示

デジタルミレニアム著作権法(特に、その第2章「オンライン著作権侵害責任制限法 Online Copyright Infringement Liability Limitation Act」)は、インターネット上で著作権を保護するとともに、インターネット企業の事業活動が過度に萎縮することを防ぐために、企業がサービスにおいて一定の措置を果たせば、責任を免責する米国連邦法である。同法はさまざまな特則を定めているが、召喚状の発行についても、その要件を事実上緩和している。この制度に基づき発行される召喚状を一般にDMCA Subpoenaと呼んでいる(以下では区別するため「DMCA 召喚状」とする)。召喚状は、訴訟の中での証拠開示手続きの一貫なので本来は訴訟の提起後に行うものである。しかし、DMCAは、その例外として、訴訟前の開示を可能としている。

この手続では、著作権等の侵害を受けた者(以下「申立人」)は、連邦裁判所書記官に(1)召喚状案(a proposed subpoena)(2)相手方に事前に送付した侵害通知書の写し(a copy of a DMCA takedown notification)(3)「米国著作権法上の権利を守ることを以外に使用しない」旨の申立人

の宣誓供述書(a sworn declaration)を提出すれば、DMCA 召喚状の発布が認められる。この手続は、書面審査のみで、事前に相手方に通知されることもないため、申立書面の提出から発行までは相当に迅速である<sup>3</sup>。

発行された召喚状は押印された状態で申立人(実務的には申立人代理人事務所)に返送され、申立人において開示を請求する相手方に送達する<sup>4</sup>。送達後、多くの場合は特段の異議なく(あるいは形式的な異議のみ出されて)すみやかに開示が行われる。

### 4 国際司法共助に基づく開示

米国連邦法上、米国外の裁判の当事者は、国際司法共助として、連邦裁判所に証拠開示手続き(ディスカバリー)上の権限の発動を求めることができる。そのため、日本における紛争であっても、一定の要件を満たせば、かかる制度に基づき、米国内で証拠収集を行うことができる。これ自体は一般的な制度であり、収集できる証拠や対象となる紛争に一般的な制限は無いところ、多くの著名なインターネット企業が米国(特にカリフォルニア州)に本拠を置いているため、これを情報発信者の特定に活用することができる。

<sup>3</sup> 裁判所の業務・証拠状況等に影響されないわけではないため、事前に予測することはできないが、数日で発行されることもあり、日本の手続きとは比較にならないほど早い。

<sup>4</sup> これはDMCA特有の現象ではない。米国には日本の「特別送達」に相当する制度がないため、送達は当事者の責任で行うことになる。実際には送達を請け負う専門業者を利用するなどするが、DMCA 召喚状の場合は相手方に送達を争うインセンティブがないため、召喚状をスキャンしたPDFをメールで送ることで問題ない場合もある。

国際司法共助としての証拠開示手続きを利用するためには、まず(1)対象者が裁判所の管轄内に居ること、(2)外国裁判所での手続きのために用いられること、(3)申立人が利害関係人であることの3要件を満たす必要があるが、これらは高いハードルではない。しかし、発令にはさらに次の4要素が考慮される<sup>5</sup>。

- (1)開示の被請求者が外国裁判の当事者でないか
- (2)外国裁判所が連邦裁判所の司法共助を受け入れるか
- (3)証拠収集制限等を潜脱する意図がないか
- (4)開示の範囲が相当か

これらは総合考慮されるものであるが、DMCAのように紛争類型が一様でないので、裁判官が判断しやすいよう、立証を工夫しておく必要がある。発信者情報の開示に限っていえば、(1)から(3)の要件は問題となく、かつ、(4)についても、適切に範囲を限定して申立を行うことで、通常は問題なく認容される。ただし、いずれにしても相手方の意見を、原則として聞かずに裁判所が職権で判断する<sup>6</sup>ので、申立人が資料を準備し、積極的に立証していく必要がある。召喚状の送達等については、DMCA召喚状と基本的に違いがない。

## 5 日米比較と実務家の対応

本ニュースレターの前号の幸尾弁護士の記事でも取り上げた通り、日本でも発信者情報開示は認められている。そのため、発信者情報開示を請求する場合、いずれの手続きを選択すべきかが問題となる。もちろん、片方にしか管轄がない場合は、その管轄のある方で行うことになる。両方にある場合、申立人の代理人としては、双方のメリット・デメリットを総合的に考慮して取るべき選択すべきであろう。

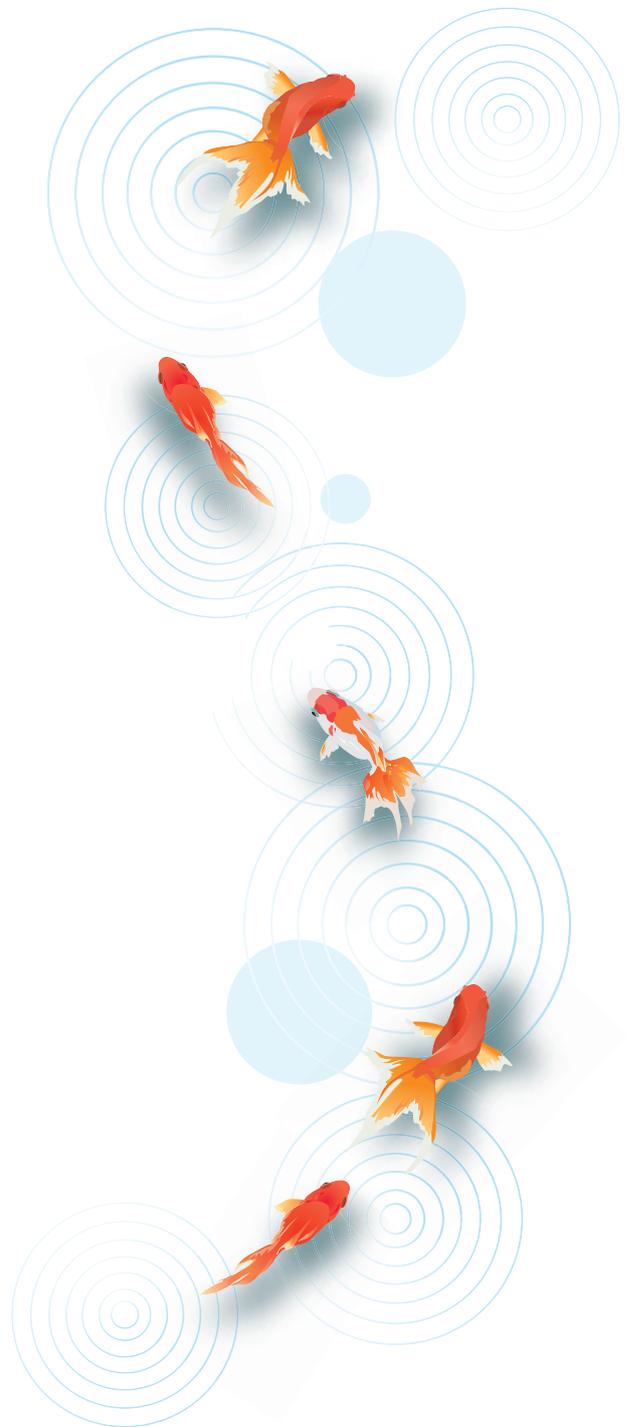
米国で行うことのメリットは何よりもスピードである。当然ながら外国での申立てには翻訳等の一定の手間がかかるものの、申立に対する判断は日本の裁判所に比べて圧倒的に早い。他方、デメリットは大きく分けて二つほど考えられる。一つは費用面である。米国の手続きを選択した場合は、本案を担当する日本の弁護士が自ら米国での手続きを行うことは現実的ではなく、必然的に米国の法律事務所の関与が必要となる。もちろん最終的な価格は事務所によるが、一般に米国の方が弁護士費用の相場は高い。二つめは、当事者が米国の訴訟法に、部分的とは言え、拘束されることである。日米の訴訟法の比較はニュースレターでは論じきれないテーマであるが、一例として、広い当事者適

<sup>5</sup> なお、各要件・要素の詳しい解説は、次の論文で確認できる。同論文の筆者は先にMSLGで研修勤務しており、この手続きの「発明」に貢献した人の一人である。：◆SH2487◆企業法務フロンティア「米国ディスカバリーの活用—インターネット上の誹謗中傷の行為者特定を例に(上)」井上 拓(2019/04/17)<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=8703145>; ◆SH2505◆企業法務フロンティア「米国ディスカバリーの活用—インターネット上の誹謗中傷の行為者特定を例に(下)」井上 拓(2019/04/24)<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=8706393>

<sup>6</sup> ただし、DMCAの場合と異なり、定型化されているわけではないので、慎重な裁判官であれば、期日を開いて相手方を呼び出す場合もある。なお、このため一般的にDMCAよりは審理に時間がかかる。

格や「法廷の友」制度がある米国では、想定外の当事者からの“乱入”の可能性はあることは指摘しておきたい。具体例としては、ある巨大宗教団体がDMCA召喚状により、同宗教に批判的な投稿の発信者を特定しようとしたところ、インターネット上の表現の自由を守るNGOである電子フロンティア財団（以下「EFF」）が手続きに介入し、裁判所に召喚状を取り消させたという事案があげられる<sup>7</sup>。EFFは投稿者でも掲示板運営者でもないもので、日本法の間接からすれば何ら利害関係が無いように思えるが、米国法では参加が認められるのである。このような“場外乱闘”はあまり起きるものではないが、起きた場合は防戦の負担が生じるので、リスクとしては知っておいた方がよいと思われる。

なお、報道されている発信者情報開示制度の改革がどのようなものかは、本稿執筆時点では明らかにされていない。しかし、米国ではこのような簡易・迅速な手続きが用意されていることからすると、仮処分を求める形の日本の現行制度は慎重すぎるのではと思われる。大胆な改革を期待したい。



<sup>7</sup> 案件の詳細はEFFがウェブサイトで公表している (<https://www.eff.org/ja/cases/re-dmca-section-512h-subpoena-reddit-inc>)

労働施策総合推進法に、新たに「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等」が設けられ、本年6月1日に施行されました。これにより事業主は、職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)防止のための措置をとることが義務となります(中小事業主については、令和4年4月1日からの義務化となり、それまでは努力義務となります)。なお、今回はパワハラについて書かせていただきますが、セクハラについても防止対策が強化されていますので、そちらにもご留意ください。

上記法の施行により事業主が実際に講ずべき措置の内容については、厚生労働省から指針が出されています。指針の詳細は厚生労働省のホームページで確認できますが、簡単にまとめると以下のようになります。

- (1) パワハラに対する方針、対処内容について就業規則等に規定する。また、労働者に対して、パワハラの内容、パワハラを行ってはならない旨の周知・啓発をする。
- (2) 労働者がパワハラを受けた場合に相談ができる窓口を定め、労働者に周知する。また、窓口担当者が相談に適切に対応できるようにする。相談があれば、迅速・正確に事実関係を確認し、行為者への措置、被害者に対する配慮のための措置、再発防止に向けた措置を講ずる。
- (3) 相談者、行為者等のプライバシーを保護するための措置を講じ、その旨を周知する。相談したことを理由に解雇その他

不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知する。

また、厚労省の指針にはパワハラに該当する言動の類型も記載されています。身体的攻撃(暴行等)や精神的攻撃(無視等)の他、「過大な要求」(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)、「過小な要求」(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)、「個の侵害」(私的なことに過度に立ち入ること)についても、類型ごとにパワハラに該当すると考えられる行為、該当しないと考えられる行為の具体例が挙げられていますので、この機会に是非ご確認ください。

もっとも、パワハラに該当するか否かについては微妙な事案が多く、特に「過大な要求」「過小な要求」について、業務上の必要性や合理性のある要求か否かの判断は難しいことが多いです。

「この行為、パワハラになるの?」と判断に迷うことがあれば(できれば行為の前に)弁護士にご相談ください。

また、厚生労働省の指針においては、ハラスメント防止対策の一環としてハラスメント防止研修等の実施も望ましい取組とされています。研修等の実施をお考えであれば、是非ご相談ください。



## 元副会長のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

令和2年3月31日に大阪弁護士会副会長の任期が終了し(怒涛の1年間と表現させていただきます)、4ヶ月以上が経過しました。初めの頃はなかなかペースが掴めず戸惑っていましたが、ようやく元々の仕事のペースに戻りつつあります。

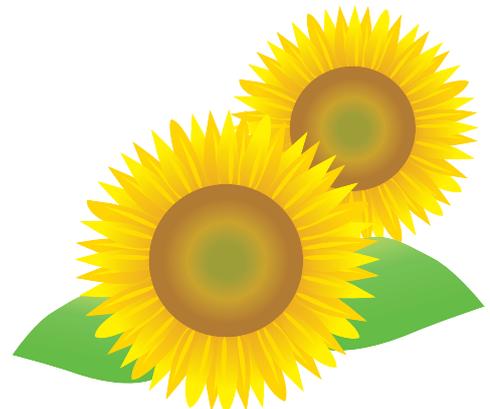
4月、5月は新型コロナウイルスのため、裁判所の期日がほぼキャンセルになりました。その分その時点では楽にはなったのですが、後々に、しわ寄せがきます。仕方がないですね。ただ、4月、5月に少し時間があることは、ペースを取り戻す点では有り難かったです。また、この頃は、新型コロナウイルスに関する相談が多かったと思います。緊急事態宣言の下で、お店を閉めた時の賃料の減免の問題や会社へ従業員が出社しない場合の賃金等の支払いの問題などいろいろありました。

そして、6月は株主総会対応です。新型コロナウイルスの影響下での総会であり、感染防止の要請と株主への説明義務を尽くすという要請のバランスが難しい

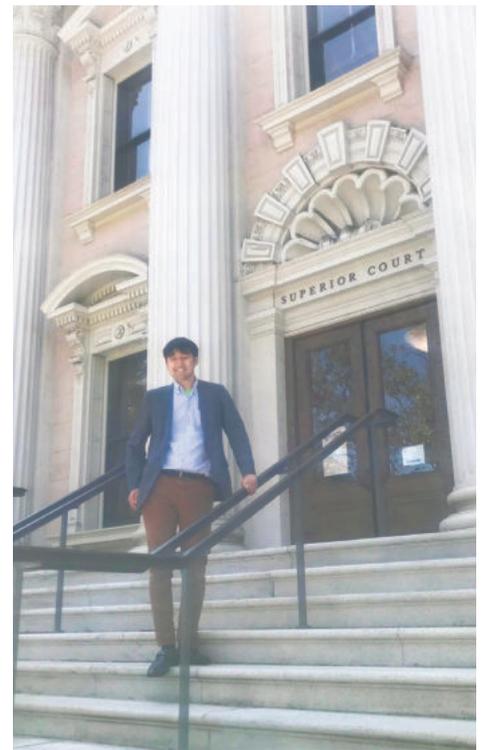
と思いました。

7月以後は裁判が再開しました。証人尋問も予定されています。久しぶりですので、かなり気合いが入っています。

副会長としての一年間は、遠い昔のように思います。任期途中にはいつまで続くのやらと思っていましたが、今から思えば、随分短かったようにも思います。前回は書きましたが、弁護士としての仕事と副会長としての仕事は扱う対象が全く異なります。しかし、検討すべきことは同じだと考えています(必要性、相当性がクリアできているのか、関係者への配慮はできているのか等)。これからは、副会長の経験を生かして、仕事を頑張るようにしたいと思います。



2018年夏からの2年間の米国留学を無事終え、このたび8月より大阪事務所に復帰いたしました。皆様のご理解・ご支援に改めて感謝申し上げます。留学期間では、前半にカリフォルニア大学バークレー校の法学修士(LLM)課程を修了し、後半にサンフランシスコのマーシャル鈴木総合法律グループで研修・勤務するとともに、カリフォルニア州弁護士としての登録も完了しました。この経験を皆様のために役立てられることを期待しています。なお、本ニュースレターには、私が留学中に得た知見に基づく記事も掲載しておりますので、ご笑覧いただければ幸いです。



## 退所のご挨拶

弁護士 黒柳 武史

私は、本年3月末日を以って中本総合法律事務所を退所し、4月1日より、出身地である京都伏見にある弁護士法人伏見総合法律事務所に移籍いたしました。

中本総合法律事務所には、弁護士登録以来12年余りの間、在籍させていただきました。その中で、多種多様な案件に取り組ませていただき、弁護士としてのあり方を学ばせていただきました。また、幾つもの素晴らしいご縁をいただきました。

依頼者の皆様、一水会・大阪弁護士会の先生方、そして中本先生はじめ事務所の皆様には、公私にわたり本当にお世話になり、心より感謝申し上げます。

移籍時には、時勢柄、皆様にしかりとご挨拶もできず恐縮ですが、今後とも何卒よろしく願いいたします。



## 退所のご挨拶

弁護士 朝倉 舞

皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。私は、弁護士登録以来、中本総合法律事務所にて執務してまいりましたが、2020年3月末をもって退所させていただき、現在京都の弁護士法人古家野法律事務所にて執務いたしております。

中本総合法律事務所在職中は、皆様方よりご厚情とご指導を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

この9年余りの中本総合法律事務所での貴重な経験を活かし、より一層の研鑽を重ね、新天地で精一杯務める所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

またお目にかかれまして際には是非直接にご挨拶させていただいたら幸甚に存じます。

末筆になりますが、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。



## 中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・鍵谷文子・上田倫史

幸尾菜摘子・鎌田祥平・堂山 健・皆川征輝・中本隆久・下迫田啓太

## 中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・太田健二・佐藤 碧

<http://www.nakamotopartners.com>

©中本総合法律事務所